





- 2 「契約数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
- 5 「事業者数」の項には、自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。